

定時株主総会

その他の電子提供措置事項

(交付書面省略事項)

第22期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

■ 事業報告

6. 業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況…… 1頁

■ 連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書…………… 9頁
連結注記表…………… 10頁

■ 計算書類

- 株主資本等変動計算書…………… 31頁
個別注記表…………… 32頁

三井住友建設株式会社

■事業報告

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を多年度に亘る継続的取組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。

2024年4月19日に取締役会にて決議された「内部統制システムに係る2024年度基本方針」は、以下のとおりであります。

【基本方針Ⅰ】

当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの更なる意識向上と、より高い企業倫理を確立するため、関係会社を含めた役員、社員（出向受入・派遣社員等を含む）に対し、談合問題などをはじめ、社内外のリスク事例をもとに、独占禁止法、建設業法、働き方改革関連法など、業務に関する法令、規則や社会的規範等の遵守教育を継続的に実施する。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本的計画及び方針」に基づく、内部統制システムを運用する。
- ・牽制と自浄の機能による、より高い企業倫理の確立と経営の透明性、リスク事象への迅速かつ適切な対応を図るため、当社及び関係会社の役職員に対し、「i-メッセージ」（内部通報制度及びハラスメント相談窓口制度の総称）に関する正しい理解を深めるための周知教育を継続する。また、同制度の信頼と実効性をより高めるための運用を徹底する。
- ・内部統制、リスク・危機管理の更なる意識向上と定着を図るため、監査部は、内部統制システムの運用状況を監査するとともに、モニタリング体制及び同システムに係る基本方針に定める個々の手続きの有効性を検証・評価し、必要に応じて、その改善を本店主管部署に促す。本店主管部署は、各種監査等の指摘やリスク顕在化事象の再発防止策に対する指導と水平展開、モニタリングを確実に行い、監査部と連携してその有効性を確認する。（以下の基本方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの各項目についても同様に行う。）
- ・内部統制システムに係る基本方針に基づく活動の進捗状況（リスク事象の顕在化に係る個別事象の報告を含む。）については、担当取締役が取締役会へ定期的に報告する。（以下の基本方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの各項目についても同様に行う。）

【基本方針Ⅱ】

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る文書については、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規則」に則り、関連資料とともに、所管部署が適正に保存・管理を行い、取締役及び監査役からの閲覧要請に対応する。
- ・「情報セキュリティ基本方針」に基づく情報セキュリティに関する規定（ISMSマニュアル等）、IT環境の改善等により、当社及び関係会社の保有する情報の保護・共有・活用の促進が可能な体制を整備する。また、関係会社を含めた役員・社員（出向受入・派遣社員等を含む。）に対し、情報セキュリティの重要性を認識させるための施策を実施するとともに、情報の流出防止に向けて、管理体制の強化を図る。

【基本方針Ⅲ】

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規則」に基づくリスク管理体制の構築・運用とその改善を継続することによりリスク管理の実効性を高め、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減及び顕在化防止を徹底する。
- ・全社的な取組みによる働き方改革の実現に向けて意識改革と業務改革を推進し、「時短プログラム」をはじめとした諸施策を着実に実行する。また、これらの改革、諸施策の実施に当たっては、役職員の十二分な理解のもとで行い、モニタリング、改善指導を通じて、その実効性を高め、長時間労働の削減に繋げる。
- ・当社の事業遂行にあたって潜在する重大なリスクを案件毎に前倒しで精査・対処し、リスクの顕在化防止を徹底するとともに、情報の共有と確実・迅速な伝達により顕在化した事象に即応できる体制を強化する。
- ・人的・物的損害あるいは社会的信用の失墜等により、当社の経営または事業活動に重大な影響を与える、または与える可能性のあるリスクの顕在化に対応するため、「危機管理規則」に基づき、適切に展開する。
- ・大規模災害や感染症等の発生に対応し、損失の軽減を図るため、事業継続に係る体制を整備する。また、これらの事象発生への対応のため、事業継続体制の実効性の継続的な検証・見直しを適時行う。

【基本方針IV】

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の意思決定機能及び業務執行監督機能と執行役員の業務執行機能を明確に区分することで、経営効率の向上と業務執行の権限と責任を明確化する。また、取締役会において、各取締役が管掌する業務の執行状況を定期的に報告する。
- ・主要な執行役員等で経営会議を組成し、当社及び当社グループの業務執行に関する重要な経営課題について多面的かつ効率的な検討と意思決定の迅速化を図る。
- ・年度経営計画については、責任者である執行役員等及び支店長で構成する拡大経営会議のほか、取締役会、経営会議等において定期的に進捗状況を把握し、計画の実効性向上を図る。

【基本方針V】

当社及びその子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社所管部署（国内：関連事業部、海外：国際支店）は、各関係会社の実情に即した適切なガバナンス体制、内部統制やリスク管理体制の整備を進めるとともに、モニタリングによる有効性の確認を通じて、当社のグループ統制の強化と実効性のある内部統制システムの構築・運用を図る。
- ・関係会社社長等による職務執行の状況報告等の機会を定期的に設け、当該状況報告等を通じて、各社の年度経営計画の進捗状況をモニタリングし、各社の計画達成について支援・指導を行う。
- ・当社グループにおける内部統制、リスク・危機管理の更なる意識向上と定着を図るために、監査部は、各社の実情に即した内部統制システムの構築・運用状況を監査するとともに、その有効性を検証・評価し、必要に応じてその改善を関係会社所管部署に促す。関係会社所管部署は、各種監査等の指摘やリスク顕在化事象の再発防止策に対する指導と水平展開、モニタリングを確実に行い、監査部と連携して有効性を確認する。

【基本方針VI】

当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役直属の組織である監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専属の使用人（以下、「補助使用人」という。）2名を配置する。
- ・監査役室に属する補助使用人に対する指揮命令権は監査役のみが有し、補助使用人は全ての取締役からの独立性が保障され、人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、常勤監査役の事前同意を要する。
- ・補助使用人には、監査役の指示に基づき監査役監査遂行上必要な情報を社内各部署及び関係会社から収集する権限を付与する。

【基本方針VII】

当社の監査役への報告に関する体制及び報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・代表取締役及びその他の取締役等（含む、各本部長、担当役員）は、監査役が出席する会議、閲覧する資料及び監査役に定期的あるいは臨時のかつ速やかに報告すべき事項を具体的に定め、管下の社内各部署の長に対し周知徹底する。
- ・当社の取締役及び使用人、ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「関係人等」という。）は、当社及び関係会社の業務、または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告を行う。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて関係人等に対して報告を求めることができる。なお、これらの報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことはない。
- ・内部通報等コンプライアンスに抵触するおそれのある通報、情報については入手後、速やかに監査役に報告する。また、危機管理規則に基づく危機レベル2以上に該当する事案が発生した場合には、遅滞なく監査役に報告する。

【基本方針VIII】

当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い等の手続き・処理等に関する事項

- ・監査役は、監査の実施のために社外の専門家に助言を求め、または調査の実施等を自由に委託することができ、それに伴い生じる前払いを含む費用の発生について、会社はこれらが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

【基本方針Ⅸ】

当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役監査の重要性と有用性に対する、代表取締役及びその他の取締役等（含む、各本部長、担当役員）の更なる理解促進により、その実効性の維持・向上を図る。
- ・代表取締役との定期的意見交換会を開催し、監査役との相互認識を深める。
- ・監査役が会計監査人、内部監査部門及び社外取締役と定期的に情報交換を行い、連携することにより、監査の実効性を高める。
- ・監査役監査の実効性を高めるためのIT環境の整備に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会にて決議された「内部統制システムに係る2024年度基本方針」（以下、「本基本方針」といいます。）につきましては、四半期毎に内部統制委員会を開催し、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取組状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。そして、その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。以上のことから、本基本方針における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。本基本方針の主な運用状況は以下のとおりであります。

【職務の執行が法令・定款に適合する体制の確保に関する事項】（基本方針Ⅰ）

- ①職場において企業倫理とコンプライアンスの更なる意識向上を図るため、具体的な事例を交えて、「建設業法」をはじめとする法令遵守教育、談合行為を完全排除・禁止するために制定した「談合排除プログラム」の周知教育を継続して実施したほか、法令・諸規則の理解・習得に止まることなく、誇りある行動や正しいことを自らが主体的に行っていくことのできるマインドを醸成する教育の取組みを推進しております。また、支店においては、管轄する作業所を対象とした「建設業法パトロール」を継続して実施し、建設業法遵守状況の確認や指導を行うとともに、当該パトロールの結果や課題等について、全社で情報を共有し、継続的な改善を図っております。

- ②経営の透明性を高め、リスク事象への迅速かつ適切な対応を図るため、「i－メッセージ」（三井住友建設グループ共通の内部通報制度及びハラスマント相談窓口制度の総称）を運用し、通報・相談があった都度、代表取締役及び監査役へ報告し、通報・相談事案の迅速かつ適切な調査・対応に努め、四半期毎の内部統制委員会への本基本方針進捗状況報告の中で、その経過について報告しております。
- ③財務報告に係る内部統制評価につきましては、年間計画に基づき、評価対象範囲を選定し、整備・運用状況を評価しております。2024年度は開示すべき重要な不備に該当する指摘はありませんでした。
- ④年間監査計画に基づき内部監査部門（監査部）による監査を国内外関係会社を含めて実施し、監査結果については監査部長から取締役会、監査役会及び経営会議へ定期的に直接報告しております。（以下の基本方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの各項目についても同様に報告・共有しております。）

【情報の保存及び管理に関する事項】（基本方針Ⅱ）

- ①取締役の職務執行に係る文書につきましては、「文書管理規則」に基づいて適切な管理を実施しております。
- ②近年多様化するサイバー攻撃や不正アクセスなどによる情報漏えいの防止に向けて、外部からの不正アクセスまたはコンピュータウイルス等から保護する仕組みを導入とともに、さまざまな具体的な事例の周知や情報資産管理などについての教育を実施し、情報セキュリティの強化に継続して取り組んでおります。また、サプライチェーンの情報セキュリティ体制についても、現状把握を進めております。

【リスク管理に関する事項】（基本方針Ⅲ）

- ①リスクに対応する主体（第1ライン）、リスク対応主体を支援・監督する個別リスクの主管部署（第2ライン）、客観的立場からリスクマネジメント体制を支援・監督する部署（第3ライン）の3ラインをリスクマネジメントの基本体制とし、半期毎に各部署においてリスクアセスメントを実施し、主要リスク課題の抽出、対応計画の策定と実行状況のモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会に報告するとともにリスク顕在化の未然防止に努めております。内部統制委員会には監査役も陪席し情報の共有を図っております。

- ②国内大型建築工事において多額の損失を計上する事態となったことを踏まえて、受注前の審査を厳格にするための体制の強化、受注後における作業所支援体制強化及びフロンティーローディング体制構築による工事リスクの早期把握と施工計画への反映等に加えて、建築事業の利益向上及び安定した利益を継続的に創出するための施策を強力に推し進めています。
- ③2024年度より適用になった建設業における時間外労働の上限規制を遵守するため、労働時間の適正管理を徹底するとともに、ガイドラインに基づく時短目標の設定と実効性のある取組施策の展開を図っております。

【取締役の職務の執行に関する事項】（基本方針Ⅳ）

- ①取締役会を原則毎月1回（2024年度は24回、書面決議を含まない。）開催し、取締役の職務の執行状況について定期的に報告しております。社外取締役5名の取締役会への出席は、各々以下のとおりです。
- ・ 笹本 社外取締役（2024年6月重任）：24回中24回（100%）
 - ・ 内野 社外取締役（2024年6月重任）：24回中24回（100%）
 - ・ 川橋 社外取締役（2024年6月新任）：18回中18回（100%）
 - ・ 丹生谷社外取締役（2024年6月新任）：18回中16回（88.9%）
 - ・ 山下 社外取締役（2024年6月新任）：18回中17回（94.4%）
- ②取締役が業務執行を効率的に行うため、取締役会規則の改定及び業務決裁基準の見直しを行い、経営会議の効率化を図るほか、取締役会直轄の取締役会事務局を設置し、社外取締役に対して、当該部署が職務執行に資する情報等を適時提供する体制の整備に努めています。

【当社グループに関する事項】（基本方針V）

- ①関係会社につきましては、グループ統制の重要性に鑑み、適正な管理の徹底を図るため
に、内部監査や業務の検証、業務運営の中で見出された不備に対し、「関係会社管理規則」
をはじめ、各社規則や基準、運用等について、見直しを実施し、継続的な改善を図って
おります。また、所管部署を中心にその効果や運用状況をモニタリングし、適正管
理に努めるとともに、国内外の全関係会社の社長等から定期的に経営状況の報告を受
け、職務の執行に係る状況を定期的に確認しております。
- ②毎年、継続的に全ての関係会社の社長・総務部長等を対象にコンプライアンス教育を実
施し、教育内容の各社内への周知・展開を指導し、企業倫理とコンプライアンスの理
解・浸透を図っております。また、関係会社の業種に応じて制定した「談合排除プログ
ラム」や「独占禁止法遵守プログラム」の各社内での周知教育、役職員からの誓約書取
付けを指導しております。

【監査役に関する事項】（基本方針VI～IX）

- ①取締役ならびに主要な組織の長、子会社の取締役等は、監査役に適宜業務執行状況を報
告しております。
- ②監査役は、経営会議をはじめとする重要な会議や各種委員会への出席、決裁書や会議資
料・議事録等の閲覧を通じて、その業務執行についてきめ細かく監視・検証してお
ります。
- ③監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しており、円滑な監査
役活動を支援しております。監査役の補助使用人は、会社法施行規則及び本基本方針VI
に基づき、その独立性が保障されております。

以上の運用状況を踏まえ、2025年4月17日の取締役会にて「内部統制システムに係る
2025年度基本方針」を決議しております。2025年度において、三井住友建設グループが
注力する実施事項は以下のとおりです。

- ①コンプライアンス経営の推進と「i－メッセージ」の信頼性・実効性の向上
- ②受注審査の厳格運用、工事の進捗管理と下振れ防止の徹底
- ③時間外労働の削減、人材の確保
- ④情報管理施策の運用強化
- ⑤関係会社及び海外事業における内部統制及びリスク管理の運用強化
- ⑥BCPに則る役職員の対応強化

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,003	568	58,701	△3,647	67,626
当 期 变 動 額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△5			△5
剩 余 金 の 配 当			△2,193		△2,193
親会社株主に帰属する当期純利益			855		855
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分		△37		107	69
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 变 動 額 合 計	-	△43	△1,338	106	△1,274
当 期 末 残 高	12,003	525	57,363	△3,540	66,351

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有価証券評価 差 額 金	繰 入 損 益	延 び 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額合 計		
当 期 首 残 高	618	△1	70	2,085	△611	2,161	7,377	77,165	
当 期 变 勤 額									
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△5
剩 余 金 の 配 当									△2,193
親会社株主に帰属する当期純利益									855
自 己 株 式 の 取 得									△1
自 己 株 式 の 処 分									69
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△251	42	△4	1,499	311	1,597	△173	1,424	
当 期 变 勤 額 合 計	△251	42	△4	1,499	311	1,597	△173	149	
当 期 末 残 高	366	40	66	3,585	△299	3,759	7,204	77,315	

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1) 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 21社

主要な連結子会社の名称

三井住建道路(株)、三井住友建設鉄構エンジニアリング(株)、ドーピー建設工業(株)、(株)SMC R、
SMCCコンストラクションインド、Antara Koh Private Limited、SMCCフィリピンズ、
SMCCオーバーシーズシンガポール、SMCCウタマインドネシア

(株)免制震ディバイスは、2025年1月31日付の株式譲渡に伴い、連結の範囲から除外しております。

なお、連結計算書類の作成にあたり、株式譲渡日（みなし譲渡日2024年12月31日）までの同社の損益計算書を連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

SMCコスマソリューションズ(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2) 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当ありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社) SMCコスマソリューションズ(株)

(関連会社) ファイベックス(株)

持分法を適用していない理由

持分法を適用しない非連結子会社（1社）及び関連会社（8社）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

なお、関連会社であるファイベックス(株)は2025年3月3日付で株式譲渡契約を締結、2025年4月1日付で株式譲渡しております。

3) 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……… 時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……… 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金…………… 個別法による原価法

販売用不動産…………… 個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

材料貯蔵品…………… 主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・投資不動産…………… 主として定率法

（リース資産を除く）

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外連結子会社については見積耐用年数に基づく定率法又は定額法によっております。

② 無形固定資産…………… 定額法

（リース資産を除く）

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用）

③ リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金…………… 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の売上高（完成工事高）に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金…………… 当連結会計年度末手持ち工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

- ④ 偶発損失引当金……………当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。
- ⑤ 株式報酬引当金……………当社連結子会社において、株式交付規程に基づく役員等への株式の給付等に備えて当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
- 繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。
- ② 収益及び費用の計上基準
- 完工工事高及び完工工事原価の計上基準
- 当社及び連結子会社は、土木工事及び建築工事を主な事業の内容としており、国内及び海外の顧客に対して、工事の設計、施工並びにこれらに関係する事業を行っております。
- 土木工事及び建築工事においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の完成・引渡しを履行義務と識別しており、履行義務の充足時点については一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、契約の初期段階にあるものを除き、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定期准によっております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ のれんの償却方法及び償却期間
- のれんは原則として、発生年度以降20年以内で、その効果の及ぶ期間にわたって均等償却しております。
- ⑤ 建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理の方法
- 主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「保険配当金等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「融資関連手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「投資有価証券売却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「特別損失」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

1) 偶発損失引当金

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

偶発損失引当金 2,159百万円

(2)会計上の見積りの内容に関する情報

当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。

なお、2017年11月28日付にて、本件マンションの発注者の1社である三井不動産レジデンシャル株式会社（以下、「レジデンシャル社」といいます。）が、本件マンション全棟の建替え費用等の合計約459億円（その後2018年7月11日付にて約510億円に増額、2022年9月30日付にて約510億円から約506億円に減額）を当社並びに杭施工会社2社に対し求償する訴訟を提起し、現在係争中であります。本訴訟及びその関連訴訟（以下、「本訴訟」といいます。）は、調停に付されていたところ、2025年3月13日付で東京地方裁判所により民事調停法第17条に基づく調停に代わる決定（以下、「本件17条決定」といいます。）がなされたものの、他の当事者より民事調停法第18条1項に基づく異議の申立がなされ本件17条決定は効力を失いました。なお、本件17条決定の当社に関連する部分といたしましては、a.レジデンシャル社に対し、解決金として30億7,500万円を支払うこと、b.当社とレジデンシャル社及び杭施工会社2社の何れとの間でもその他に何らの債権債務のないことを相互に確認すること、を主な内容としておりました。本訴訟については、引き続き審理及び裁判がなされることとなるところ

ろ、当社としてはレジデンシャル社の請求は根拠、理由を欠くものであると考えており、引き続き裁判において、当社の主張を適切に展開してまいりますが、本裁判の結果次第では、負担費用の見積りの見直しにより、当社の業績を変動させる可能性があります。

2) 工事契約等における収益認識

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約等の売上高 407,869百万円

(2)会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約等において、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識する方法により完成工事高を計上しております。

計上にあたっては、工事収益総額及び工事原価総額を合理的に見積る必要があります。発注者との交渉の状況によって工事収益総額が変動した場合や、想定していなかった原価の発生等により工事原価総額が変動した場合は、完成工事高及び完成工事原価が影響を受け、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

5. 追加情報に関する注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 借入金等に対する担保に供している資産

受取手形・完成工事未収入金等	1,486百万円
建物・構築物	3,140
土地	11,237
投資有価証券	10
計	15,874

(注) 上記の担保に供している資産の他、連結計算書類上相殺消去されている関係会社株式（子会社株式）717百万円を担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,499百万円
長期借入金	17
計	1,516

(3) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金等として担保に供している資産

有価証券	278百万円
投資その他の資産「その他」	10
計	288

2) 有形固定資産の減価償却累計額

44,791百万円

3) 保証債務

(株)堺スクールランチパートナーズ（注）	819百万円
(株)石巻スクールランチパートナーズ（注）	415
(株)SOYOKA Z E	286
幌延ジオフロンティア第3期PFI（株）（注）	96
計	1,618

(注) 当社の関連会社である(株)堺スクールランチパートナーズ（特別目的会社）、(株)石巻スクールランチパートナーズ（特別目的会社）及び幌延ジオフロンティア第3期PFI（株）（特別目的会社）は、それぞれ保証機関と履行保証保険契約を締結しており、当該契約に基づき求償請求された場合に負担する求償債務に対して当社が連帯保証を行っております。

4) 土地の再評価

連結子会社において、「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(2001年3月31日改正)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 2001年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と土地再評価法に基づく再評価後の帳簿価額との差額 $\triangle 640$ 百万円

5) 未成工事支出金及び工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額

2百万円

6) 財務制限条項

(1) 当社は、2016年3月31日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（その後2023年5月25日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行に変更）によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、2024年7月9日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日(同日を含む。)までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は15,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(2) 当社は、2018年3月30日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（その後2024年3月26日付で既存取引行6行に変更）によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月末日：66,226百万円

2025年3月末日：66,226百万円

2026年3月末日：68,961百万円

2027年3月末日：75,819百万円

2028年3月末日：81,561百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は9,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）9,000百万円であります。

(3) 当社は、2019年12月26日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行10行によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月末日：66,226百万円

2025年3月末日：66,226百万円

2026年3月末日：68,961百万円

2027年3月末日：75,819百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は10,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）10,000百万円であります。

(4) 当社は、2020年9月29日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及び2025年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、1年以内返済予定の長期借入金65百万円であります。

(5) 当社は、2021年3月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金10,000百万円であります。

(6) 当社は、2022年3月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行8行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月末日：66,226百万円

2025年3月末日：66,226百万円

2026年3月末日：68,961百万円

2027年3月末日：75,819百万円

2028年3月末日：81,561百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）9,500百万円であります。

(7) 当社は、2022年3月28日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月末日：66,226百万円

2025年3月末日：66,226百万円

2026年3月末日：68,961百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は7,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）4,615百万円であります。

(8) 当社は、2022年5月24日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

① 2023年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

但し、本号での純資産の判定においては、2016年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

② 2024年3月期末日及びそれ以降に到来する各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本号での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年9月26日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は27,200百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(9) 当社は、2022年6月27日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

① 2023年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

但し、本号での純資産の判定においては、2016年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

② 2024年3月期末日及びそれ以降に到来する各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本号での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年9月26日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は20,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(10) 当社は、2022年9月27日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、取引行21行のジェネラルシンジケーション方式によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月末日：66,226百万円

2025年3月末日：66,226百万円

2026年3月末日：68,961百万円

2027年3月末日：75,819百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金10,000百万円であります。

(11) 当社は、2025年3月26日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行8行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2025年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2025年3月末日：66,226百万円

2026年3月末日：68,961百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、短期借入金4,853百万円であります。

(12) 当社は、2025年3月26日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2025年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は35,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

7. 連結損益計算書に関する注記

- | | |
|--|----------|
| 1) 売上原価（完成工事原価）に含まれる工事損失引当金繰入額 | 1,263百万円 |
| 2) 法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額 | 490百万円 |

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	162,673,321	—	—	162,673,321

2) 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,193	14.00	2024年3月31日	2024年6月28日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会(予定)	普通株式	2,196	利 益 剰余金	14.00	2025年3月31日	2025年6月27日

9. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。また、デリバティブについては、金利変動リスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信・債権管理プログラムに沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金及び社債の使途は主として運転資金であり、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理し、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（*3）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*1）	時価（*1）	差額
(1) 受取手形・完成工事未収入金等	58,634	58,535	△99
(2) 有価証券及び投資有価証券	1,469	1,473	3
満期保有目的の債券	278	281	3
その他有価証券	1,191	1,191	—
(3) 支払手形・工事未払金等	(82,370)	(82,370)	—
(4) 電子記録債務	(29,339)	(29,339)	—
(5) 短期借入金	(31,530)	(31,001)	△529
(6) 社債	(10,000)	(9,717)	△282
(7) 長期借入金	(35,432)	(32,573)	△2,858
(8) デリバティブ取引	59	59	—

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(*2) 「現金預金」については、現金であること及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は「(2)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	2,558

3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	1,191	—	—	1,191
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	59	—	59
資産計	1,191	59	—	1,250

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形・完成工事未収入金等	—	58,535	—	58,535
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債	281	—	—	281
資産計	281	58,535	—	58,816
支払手形・工事未払金等	—	82,370	—	82,370
電子記録債務	—	29,339	—	29,339
短期借入金	—	31,001	—	31,001
社債	—	9,717	—	9,717
長期借入金	—	32,573	—	32,573
負債計	—	185,002	—	185,002

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

支払手形・工事未払金等、電子記録債務

これらの時価は、そのほとんどが1年以内に決済されるため、帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金

短期借入金に含まれる1年以内返済予定の長期借入金に関しては、長期借入金と同様な方法にて時価を算定しております。また、その他の短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定しております。社債の公正価値は、市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利による長期借入金は、当該金利スワップと一緒にとして処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

10. 収益認識に関する注記

- 1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
報告セグメントごとの収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	土木工事	建築工事	計		
日本	171,317	194,737	366,054	471	366,526
アジア	37,654	50,948	88,602	—	88,602
その他	3,460	3,284	6,744	—	6,744
顧客との契約から生じる収益	212,431	248,970	461,402	471	461,874
その他の収益	465	643	1,108	—	1,108
外部顧客への売上高	212,896	249,613	462,510	471	462,982

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、太陽光発電事業及び保険代理店業を含んでおります。

- 2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、土木工事及び建築工事を主な事業の内容としており、国内及び海外の顧客に対して、工事の設計、施工並びにこれらに関係する事業を行っております。

土木工事及び建築工事においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の完成・引渡しを履行義務と識別しており、一定の期間間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、契約の初期段階にあるものを除き、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

工事契約については、スライド条項（全体スライド・単品スライド・インフレスライド）や遅延損害金に関する条項が含まれているものがあり、変動対価が含まれております。変動対価の見積りは、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法により算定しております。

工事契約に関する取引の対価は、履行義務の充足後、概ね1年以内に受領（契約に基づき前受金を受領する場合があります。）しておりますが、履行義務の充足時点と顧客が対価の支払を行う時点との間の期間が長期にわたると予想され、関連する市場金利が相当程度高く、金融要素に対する影響が大きいと考えられる場合、重要な金融要素を含んでいると判断し、当該顧客との契約に基づく債権について、金融要素の調整を行っております。

3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	57,093
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	58,634
契約資産（期首残高）	135,598
契約資産（期末残高）	120,944
契約負債（期首残高）	35,847
契約負債（期末残高）	62,336

契約資産は、顧客との工事契約について期末日時点で完了しているが未請求の工事の完成・引渡しに係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事に関する対価は、工事契約の支払条項に従い請求・受領しております。

契約負債は、主に、工事契約の支払条項に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、30,286百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は、4,959百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
未充足の履行義務に配分した取引価格の総額	634,727

未充足の履行義務に配分した取引価格は、連結会計年度末日現在、当社及び連結子会社が受注済みの契約の取引価格のうち、同日現在において履行義務が充足していないため収益を認識していない取引価格の総額であります。当該取引価格については、履行義務の充足について、概ね2年以内に収益が計上される見込であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1) 1株当たり純資産額 | 446円89銭 |
| 2) 1株当たり当期純利益 | 5円46銭 |

12. 企業結合等に関する注記

連結子会社株式の売却

当社は、連結子会社である株式会社免制震ディバイスの株式譲渡に関して、センクシア株式会社との間で、2025年1月8日付で株式譲渡契約書を締結、2025年1月31日付で株式譲渡を完了いたしました。

なお、本株式譲渡に伴い株式会社免制震ディバイスは2025年3月期をもって当社の連結の範囲から除外されました。

1 株式譲渡の概要

(1)譲渡先企業の名称

センクシア株式会社

(2)譲渡した事業の内容

連結子会社名称：株式会社免制震ディバイス

事業の内容：免制震装置の販売

(3)株式譲渡の理由

当社グループとの事業シナジーや市場環境、経営資源の選択と集中を検討する中で、株式譲渡について検討したところ、センクシア株式会社が最適な譲渡先との判断に至ったものであります。

(4)株式譲渡日

2025年1月31日

(5)法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2 実施した会計処理の概要

(1)譲渡損益の金額

関係会社株式売却益	1,560百万円
-----------	----------

(2)譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	3,094百万円
固定資産	121百万円
資産合計	3,215百万円
流動負債	1,312百万円
固定負債	23百万円
負債合計	1,336百万円

(3)会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

3 譲渡した事業が含まれていた報告セグメントの名称

建築工事事業

4 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている譲渡した事業に係る損益

売上高	2,433百万円
営業利益	205百万円

13. 重要な後発事象に関する注記

当社に対する公開買付け

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、インフロニア・ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きにより、当社を完全子会社化すること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

1 公開買付者の概要

(1) 名 称	インフロニア・ホールディングス株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 岐部 一誠	
(4) 事 業 内 容	傘下子会社及びグループ経営管理並びにこれに付帯又は関連する事業	
(5) 資 本 金	20,000百万円（2025年3月31日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	2021年10月1日	
(7) 大株主及び持株比率 (2024年9月30日現在) (注)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12.71%
	光が丘興産株式会社	9.34%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5.82%
	インフロニア・ホールディングス社員持株会	3.23%
	住友不動産株式会社	3.09%
	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	2.58%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1.93%
	（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	
	株式会社三井住友銀行	1.09%
	株式会社みずほ銀行	1.07%
	前田建設工業取引先持株会	1.06%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、2025年5月14日時点で当社株式100株を所有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	公開買付者の完全子会社である前田建設工業株式会社と当社は、民間工事における共同受注等を実施しております。また、公開買付者の完全子会社である前田道路株式会社は、当社から土木工事等を受注する取引があります。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

(注) 公開買付者が2024年11月12日に提出した第4期半期報告書の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」「(5) 大株主の状況」より引用しております。

2 買付け等の価格

普通株式1株につき、金600円

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社から株式価値算定書を入手しております。

3 買付けの期間

公開買付者は、2025年7月上旬頃には本公開買付けを開始することを目指しているとのことですが、フィリピンの競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせすることです。また、本公開買付け開始の見込み時期に変更が生じた場合、速やかにお知らせすることです。

4 買付予定の株式数

買付予定数	156,884,882 (株)
買付予定数の下限	104,589,800 (株)
買付予定数の上限	— (株)

14. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■計算書類

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金合計				
		その他の資本剰余金	利準備金	益金	その他の利益剰余金					
当期首残高	12,003	238	2,462	33,946	36,409	△3,647	45,003			
当期変動額										
剰余金の配当				△2,193	△2,193			△2,193		
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			219	△219	—			—		
当期純利益				912	912			912		
自己株式の取得						△1		△1		
自己株式の処分		△37					107	69		
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	△37	219	△1,500	△1,281	106	△1,212			
当期末残高	12,003	200	2,682	32,445	35,127	△3,540	43,791			

	評価・換算差額等			純合資産計	
	その他の有価証券損 評価差額金	繰延ヘッジ益 損	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	612	△1	610	45,614	
当期変動額					
剰余金の配当				△2,193	
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				—	
当期純利益				912	
自己株式の取得				△1	
自己株式の処分				69	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△249	42	△207	△207	
当期変動額合計	△249	42	△207	△1,420	
当期末残高	363	40	403	44,194	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1) 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……………個別法による原価法

材料貯蔵品……………総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2) 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）
（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用）

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）
（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用）

(3) リース資産……………定額法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3) 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金……………

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

(3) 工事損失引当金……………

当事業年度末手持ち工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

- (4) 偶発損失引当金……………当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社は、土木工事及び建築工事を主な事業の内容としており、国内及び海外の顧客に対して、工事の設計、施工並びにこれらに関係する事業を行っております。

土木工事及び建築工事においては、主に長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の完成・引渡しを履行義務と識別しており、履行義務の充足時点については一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することができる場合は、契約の初期段階にあるものを除き、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

(2) 退職給付会計にかかる会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理の方法

主として構成員の出資の割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。

2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「材料貯蔵品」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。

前事業年度において、区分掲記しております「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度から「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

損益計算書関係

前事業年度において、区分掲記しております「保険配当金等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度から「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しております「融資関連手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度から「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しております「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

1) 偶発損失引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

偶発損失引当金	2,159百万円
---------	----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。

なお、2017年11月28日付にて、本件マンションの発注者の1社である三井不動産レジデンシャル株式会社（以下、「レジデンシャル社」といいます。）が、本件マンション全棟の建替え費用等の合計約459億円（その後2018年7月11日付にて約510億円に増額、2022年9月30日付にて約510億円から約506億円に減額）を当社並びに杭施工会社2社に対し求償する訴訟を提起し、現在係争中であります。本訴訟及びその関連訴訟（以下、「本訴訟」といいます。）は、調停に付されていたところ、2025年3月13日付で東京地方裁判所により民事調停法第17条に基づく調停に代わる決定（以下、「本件17条決定」といいます。）がなされたものの、他の当事者より民事調停法第18条1項に基づく異議の申立がなされ本件17条決定は効力を失いました。なお、本件17条決定の当社に関連する部分といたしましては、a.レジデンシャル社に対し、解決金として30億7,500万円を支払うこと、b.当社とレジデンシャル社及び杭施工会社2社の何れとの間でもその他に何らの債権債務のないことを相互に確認すること、を主な内容としておりました。本訴訟については、引き続き審理及び裁判がなされることとなるところ、当社としてはレジデンシャル社の請求は根拠、理由を欠くものであると考えており、引き続き裁判において、当社の主張を適切に展開してまいりますが、本裁判の結果次第では、負担費用の見積りの見直しにより、当社の業績を変動させる可能性があります。

2) 工事契約等における収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約等の売上高 293,895百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約等において、一定期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定期間にわたり認識する方法により完成工事高を計上しております。

計上にあたっては、工事収益総額及び工事原価総額を合理的に見積る必要があります。発注者との交渉の状況によって工事収益総額が変動した場合や、想定していなかった原価の発生等により工事原価総額が変動した場合は、完成工事高及び完成工事原価が影響を受け、当社の業績を変動させる可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 借入金等に対する担保に供している資産

完成工事未収入金	1,486百万円
建物・構築物	1,824
土地	4,981
関係会社株式・関係会社出資金	727
計	9,020

(2) 担保に係る債務	1,486百万円
-------------	----------

(3) 営業保証金として担保に供している資産 有価証券	278百万円
--------------------------------	--------

2) 有形固定資産の減価償却累計額	12,068百万円
-------------------	-----------

3) 保証債務

下記の会社の銀行借入金等に対して保証を行っております。

SMCCウタマインドネシア	2,264百万円
SMCCタイランド	1,482
SMCCオーバーシーズシンガポール	886
(株)堺スクールランチパートナーズ（注）	819
(株)石巻スクールランチパートナーズ（注）	415
SMCCマレーシア	307
(株)SOYOKAZE	286
SMC商事(株)	196
Antara Koh Private Limited	150
幌延ジオフロンティア第3期PFI(株)（注）	96
Antara Koh (M) Sdn Rhd	30
計	6,938

(注) 当社の関連会社である(株)堺スクールランチパートナーズ（特別目的会社）、(株)石巻スクールランチパートナーズ（特別目的会社）及び幌延ジオフロンティア第3期PFI(株)（特別目的会社）は、それぞれ保証機関と履行保証保険契約を締結しており、当該契約に基づき求償請求された場合に負担する求償債務に対して当社が連帯保証を行っております。

4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	19,258百万円
長期金銭債権	3,357
短期金銭債務	17,252

5) 未成工事支出金及び工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額
2百万円

6) 財務制限条項

(1) 当社は、2016年3月31日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（その後2023年5月25日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行に変更）によるコミットメントライン契約を締結しております。なお、2024年7月9日付で財務制限条項の内容の見直し等について変更契約を締結しており、この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月末日：66,226百万円

2025年3月末日：66,226百万円

2026年3月末日：68,961百万円

2027年3月末日：75,819百万円

2028年3月末日：81,561百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は15,000百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(2) 当社は、2018年3月30日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行（その後2024年3月26日付で既存取引行6行に変更）によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月末日：66,226百万円

2025年3月末日：66,226百万円

2026年3月末日：68,961百万円

2027年3月末日：75,819百万円

2028年3月末日：81,561百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は9,000百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）9,000百万円であります。

(3) 当社は、2019年12月26日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行10行によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は10,000百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）10,000百万円であります。

(4) 当社は、2020年9月29日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及び2025年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、1年以内返済予定の長期借入金65百万円であります。

(5) 当社は、2021年3月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金10,000百万円であります。

(6) 当社は、2022年3月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行8行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）9,500百万円であります。

(7) 当社は、2022年3月28日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は7,000百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）4,615百万円であります。

(8) 当社は、2022年5月24日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

① 2023年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

但し、本号での純資産の判定においては、2016年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

② 2024年3月期末日及びそれ以降に到来する各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下に維持すること。

但し、本号での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年9月26日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は27,200百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(9) 当社は、2022年6月27日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

① 2023年3月期第2四半期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2022年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

但し、本号での純資産の判定においては、2016年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

② 2024年3月期末日及びそれ以降に到来する各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本号での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年9月26日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

2028年3月期末日：81,561百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は20,000百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(10) 当社は、2022年9月27日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、取引行21行のジェネラルシンジケーション方式によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2024年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2024年3月期末日：66,226百万円

2025年3月期末日：66,226百万円

2026年3月期末日：68,961百万円

2027年3月期末日：75,819百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金10,000百万円あります。

(11) 当社は、2025年3月26日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行8行によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2025年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2025年3月末日：66,226百万円

2026年3月末日：68,961百万円

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、短期借入金4,853百万円であります。

(12) 当社は、2025年3月26日付で株式会社三井住友銀行と三井住友信託銀行株式会社2行によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2025年3月末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、それぞれ以下の金額以上に維持すること。

但し、本項での各事業年度末日における純資産の部の合計金額の算出にあたっては、2023年10月20日以降当該事業年度末日（同日を含む。）までの期間に到来する各事業年度末日における借入人の連結損益計算書において、2016年1月13日付でリリースされた「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して計上された全ての利益又は損失を控除して算出するものとする。

2025年3月末日：66,226百万円

2026年3月末日：68,961百万円

なお、コミットメントライン契約の契約極度額は35,000百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

6. 損益計算書に関する注記

1) 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額	1,065百万円
2) 関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	19百万円
関係会社からの仕入高	32,609
関係会社からの営業外収益	4,739
関係会社に対する営業外費用	173
3) 法人税、住民税及び事業税に含まれる国際最低課税額に対する法人税等の金額	490百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	5,961,510	3,017	176,088	5,788,439

(変動事由の概要)

普通株式の増加は、単元未満株式の買取り3,017株によるものであります。

普通株式の減少は、2024年7月17日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分176,088株によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金否認額	3,743百万円
税務上の繰越欠損金	8,008
未払債務否認額	2,016
貸倒引当金繰入限度超過額	821
関係会社株式評価損否認額	1,099
完工工事補償引当金否認額	95
工事損失引当金否認額	4,022
その他	1,296
繰延税金資産小計	21,103
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△8,008
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△8,653
評価性引当額小計	△16,661
繰延税金資産合計	4,442
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△167
資産除去債務に対応する除去費用	△22
繰延ヘッジ損益	△18
繰延税金負債合計	△208
繰延税金資産の純額	4,234

法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	28.0
永久に益金に算入されない項目	△68.1
住民税均等割等	8.5
評価性引当額の増減	△5.4
国際最低課税額に対する法人税等	28.9
通算税効果額	21.1
その他	2.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.2

3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
子会社	ドーピー建設工業㈱	北海道札幌市	300	建設業、コンクリート2次製品製造・販売	所有直接100%	建設工事の発注 資金貸付	建設工事の発注(注1) 資金貸付(注2) 利息の受取	506 2,950 150	工事未払金 貸付金	437 5,750
子会社	三井住友建設鉄構エンジニアリング㈱	千葉県千葉市	400	建設業	所有直接100%	建設工事の発注 資金貸付	建設工事の発注(注1) 資金貸付(注2) 利息の受取	94 1,400 109	工事未払金 貸付金	224 4,700
子会社	SMC商事㈱	東京都中央区	100	建設資材販売他	所有直接100%	建設資材等購入 保証 資金借入	建設資材等の購入(注1) 債務保証(注3) 資金借入(注4) 利息の支払	17,229 196 11,732 169	電子記録債務 工事未払金 借入金	2,674 2,807 5,865

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 製品及び建設資材等の購入価格については、見積の提示を受け、市場価格を勘案し、交渉により決定しております。
- (注2) 資金貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 債務保証については、仕入先への仕入債務に対して保証しております。
- (注4) 資金借入の取引金額は、資金の借入返済が反復的に行われているため、期中の平均残高を表示しております。
また、資金借入の金利については、市場金利を勘案して決定されております。
- (注5) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1) 1株当たり純資産額 | 281円70銭 |
| 2) 1株当たり当期純利益 | 5円82銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

当社に対する公開買付け

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、インフロニア・ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、現時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続きにより、当社を完全子会社化すること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

1 公開買付者の概要

(1) 名 称	インフロニア・ホールディングス株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表執行役社長 岐部 一誠	
(4) 事 業 内 容	傘下子会社及びグループ経営管理並びにこれに付帯又は関連する事業	
(5) 資 本 金	20,000百万円（2025年3月31日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	2021年10月1日	
(7) 大株主及び持株比率 (2024年9月30日現在) (注)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 光が丘興産株式会社 株式会社日本カストディ銀行（信託口） インフロニア・ホールディングス社員持株会 住友不動産株式会社 株式会社日本カストディ銀行（信託E口） STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部) 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほ銀行 前田建設工業取引先持株会	12.71% 9.34% 5.82% 3.23% 3.09% 2.58% 1.93% 1.09% 1.07% 1.06%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、2025年5月14日時点で当社株式100株を所有しております。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	公開買付者の完全子会社である前田建設工業株式会社と当社は、民間工事における共同受注等を実施しております。また、公開買付者の完全子会社である前田道路株式会社は、当社から土木工事等を受注する取引があります。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

(注) 公開買付者が2024年11月12日に提出した第4期半期報告書の「第3 提出会社の状況」の「1 株式等の状況 「(5) 大株主の状況」より引用しております。

2 買付け等の価格

普通株式1株につき、金600円

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社から株式価値算定書を入手しております。

3 買付けの期間

公開買付者は、2025年7月上旬頃には本公開買付けを開始することを目指しているとのことですが、フィリピンの競争当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせすることです。また、本公開買付け開始の見込み時期に変更が生じた場合、速やかにお知らせすることです。

4 買付予定の株式数

買付予定数 156,884,882 (株)

買付予定数の下限 104,589,800 (株)

買付予定数の上限 — (株)

13. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。